

令和 2 年 6 月 3 0 日
総 務 部 職 員 課

新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の特例措置について

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症については、4月に国が緊急事態宣言を発令する事態となる等、一時は全国的に急速に拡大した。本区においても感染の発生により、緊迫した環境の中で感染者の検体採取や指定病院への移送等の対応を行い、その状況が今なお続いている。

国においては、3月に感染リスク等の厳しい勤務環境の中で、国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事した際の防疫等作業手当の特例を設けるとともに、地方公共団体に対し、その趣旨を踏まえ適切に対応するよう技術的助言を行った。これを踏まえ、本区においても、同様の勤務環境で行われる業務に従事した際の特殊勤務手当の特例措置を設ける。

2 内 容

【現 行】

対象業務	日額
○ 新型コロナウイルス感染症の患者等に接触したもの（保健所職員）	270 円

【改正後】

対象業務	日額	
○ <u>新型コロナウイルス感染症から区民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、当該感染症の患者等が宿泊する施設内その他区長が認める場所において行う業務（保健所職員）</u>	○ 患者等に接触する業務 ○ 患者等に長時間にわたり接して行う業務 ○ その他これに準ずるものとして区長が認める業務	4,000 円 (新設)
	○ 上記以外の業務	3,000 円 (新設)
	○ 新型コロナウイルス感染症の患者等に接触したもの（保健所職員）	270 円

3 実施時期

令和 2 年 1 月 2 7 日から適用する。

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（概要）

項目	条例	内 容
改正の趣旨		新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した職員の保健・福祉業務手当の特例を定めるため、条例の一部を改正する。
特殊勤務手当の種類及び対象業務	制定当初の 附則第3項	保健所に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症から区民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、保健・福祉業務手当を支給する旨を規定する。
手当額の上限	制定当初の 附則第4項	手当額の上限は、1日につき4,000円とする旨を規定する。
附則		公布の日から施行し、令和2年1月27日から適用する。

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 保健所に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から区民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、保健・福祉業務手当を支給する。この場合において、第3条の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>4 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において、規則で定める。</u></p> <p><u>5 附則第3項の規定により保健・福祉業務手当を支給する場合においては、第7条中「第3条から前条まで」とあるのは、「第4条から前条まで及び附則第3項」とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の江東区職員の特殊勤務手当に関する条例附則第3項から第5項までの規定は、令和2年1月27日から適用する。</p>